

王禅寺四ツ田緑地を拠点とした 利活用と保全の好循環の創出 に向けた管理運営

1 緑地保全の現状と課題

303ha（458カ所）の緑地を保全
83.7ha（37カ所）でボランティア活動

行政の課題

- ・ 緑地の適正な管理
- ・ ボランティア団体の増設

ボランティア活動の課題

- ・ 会員の高齢化・後継者の育成
- ・ 活動の人手不足等

幅広い世代に関心をもってもらうことによる、
新たな担い手の確保が課題

子どもたちが自由に遊び、学べる自然体験学習などの
利活用をきっかけとして保全活動の担い手を確保する
利活用と保全の好循環を創出する取組のモデル地区として、
「王禅寺四ツ田緑地」で実施



2 取組の方向性

王禅寺四ツ田緑地とその他の緑地等の役割

①王禅寺四ツ田緑地

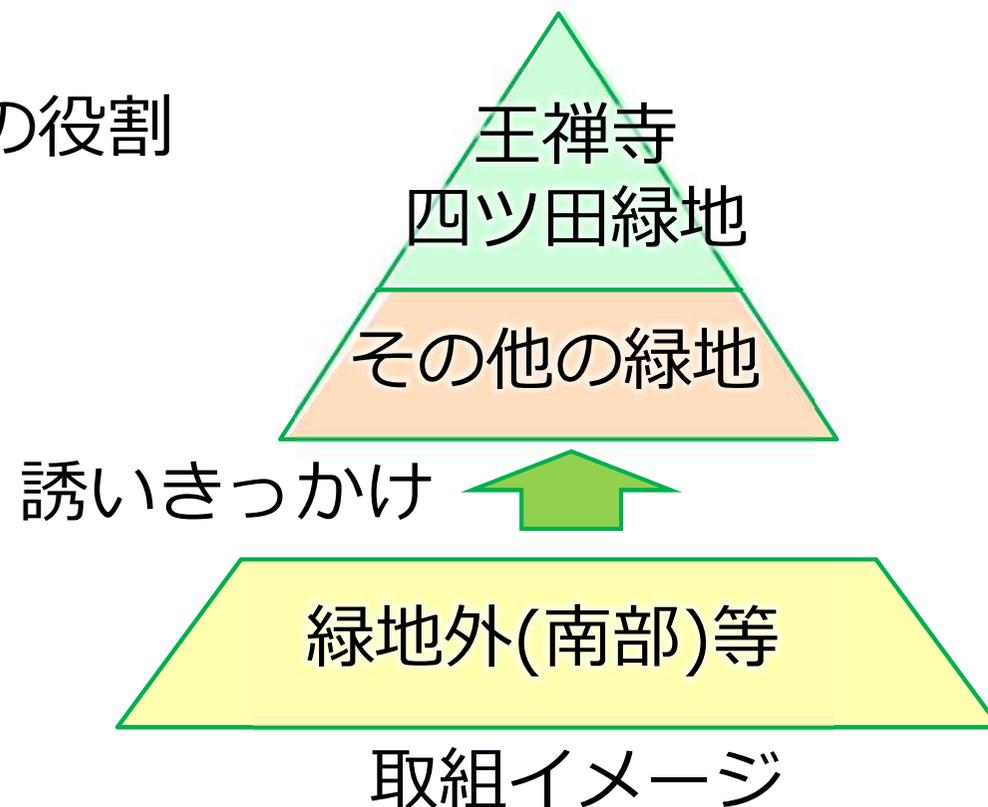
本市の自然体験学習等の拠点

②その他の緑地

地域の自然体験学習の場
身近な環境意識、愛着形成の場

③緑地外（南部地域）

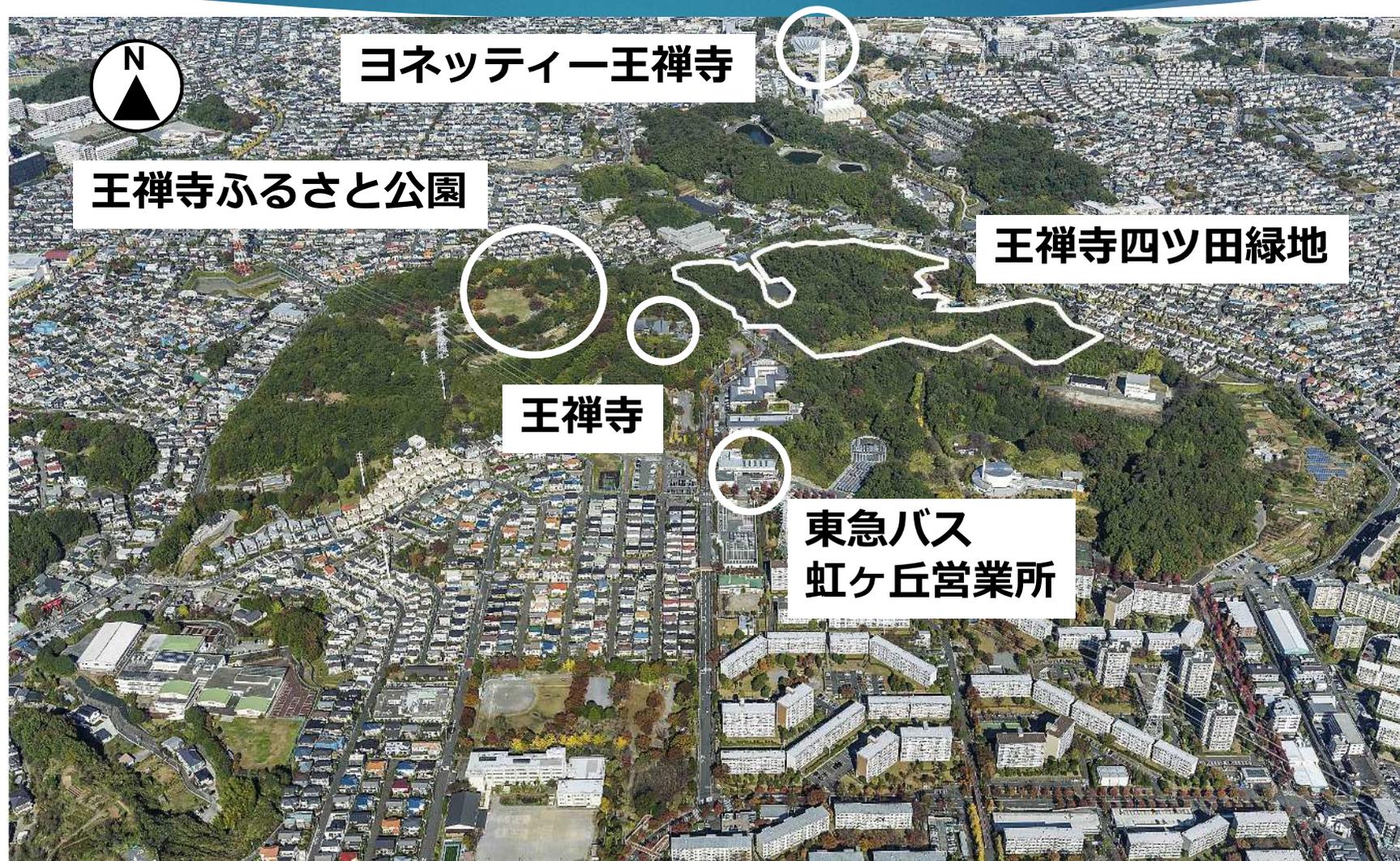
緑地における活動への誘い、きっかけづくり



3 王禅寺四ツ田緑地の立地



3 王禅寺四ツ田緑地の立地



4 王禅寺四ツ田緑地の概要

名称 : 王禅寺四ツ田緑地 **面積** : 約7.1ha **公園種別** : 都市林

公園種別 : 川崎市麻生区王禅寺字四ツ田1028-2ほか

最寄り駅 : 新百合ヶ丘駅からバスで15分

施設概要 : 樹林地、草地、池、管理棟、トイレ3基、手洗い場
駐車場は管理者用5台分程度、場内の車両乗り入れは可



4 王禅寺四ツ田緑地の概要

経緯：

事業者所有の樹林地を平成24年度に特別緑地保全地区に指定

平成25年度から平成28年度にかけて市が取得し、順次供用を開始

令和2年11月に利活用イベント（1日）を実施

令和3年7月から委託管理運営を開始

（週に1度の一般開放日及び、事前調整の団体利用日以外は閉鎖管理）

現在の開園時間：10：00～16：00

5 取組の位置づけ

川崎市総合計画第3期実施計画

緑地保全管理事業

保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

王禅寺四ツ田緑地における取組の推進

対象保全緑地の拡大に向けた取組

持続可能な運営に向けた取組の推進

第2期緑の実施計画（パークマネージメント推進方針）

保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

特別緑地保全地区などの保全緑地において、自然を活かした体験や環境教育等の場として有効活用しながら、持続可能な保全活動の担い手の確保へとつなげていくため、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理し、利活用と保全の好循環の創出を図ります。

6 王禅寺四ツ田緑地における取組

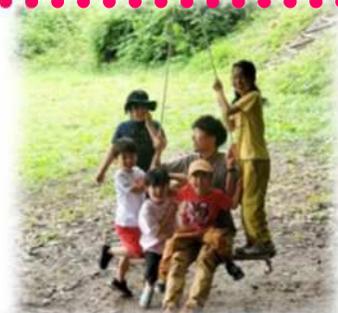
現状は委託で実施

自然体験学習の専門家が、様々な利活用を市民に提供
自然環境に興味をもった方や団体が、保全に関わる活動に参加

【王禅寺四ツ田緑地】



取り組み前



自然環境を活かした
プレーパーク事業



団体利用



多様な保全活動

利活用

保全



7 王禅寺四ツ田緑地外における取組

現状は委託で実施

その他の緑地では、保全活動団体やプレーパーク団体と連携
緑地のない地域では、校庭開放に出張して、まき割り体験を実施

【その他の緑地等】

その他の緑地



水沢わんぱくの森
@菅生緑地



たちばなわんぱくの森
@橋特別緑地保全地区

緑地外(南部)



まき割り体験
@大島小学校

8 取組の成果

【王禅寺四ツ田緑地】

① 利用者が保全活動へ

利用者4.3千人のうち半数の2千人が保全活動を実施

② 新たな若い担い手候補

新たな担い手の候補となる子ども、若年層(86%)、働く世代(14%)が利用『特徴・財産』

③ 特性を踏まえたプログラム

年齢や人数に応じた体験プログラムを提供、保全活動を実施

- ボーイスカウト ⇒ 木に絡まったツルの撤去
- 子ども ⇒ 外来種の除去
- 働く世代 ⇒ 樹木伐採、階段づくり

9 取組の成果

【王禅寺四ツ田緑地】

④ 利用の多様化

様々な団体が様々な利用を始める

【防災訓練の実施、児童育成組織による活用、企業研修の場】

【その他の緑地等】

⑤ 利活用と保全の好循環を体験

保全活動団体やプレーパーク団体の連携を支援し、
ともに好循環の場を創出（可能性を確認）

⑥ 関心・好奇心・気付き

校庭開放と連携した自然体験プログラムを実施し、
子どもたちの関心を集めた（好感触）

10 課題

| 箇所 | 課題 |
|----------------------|-----------------------------|
| 王禅寺四ツ田 緑地 | 利活用の機会のさらなる創出による利用者の拡大 |
| | 幅広いニーズに合わせた自然体験メニューの持続的な提供 |
| | 利活用の手法や保全活動の知識を得る機会の創出 |
| その他の 緑地等 | 他の緑地の保全活動の担い手づくりを支援 |
| | 緑地のない地域における自然体験の実施による緑地への誘い |

1 1 今後の方向性

自然体験学習を通じて、様々な効果を発現していく

- ・ 市域の利活用と保全の好循環の加速
- ・ 保全活動の持続性の確保
- ・ みどりの価値向上
- ・ 新たな関係性の気付き
(自然に関わるっていいもんだなと気づいてもらう) など

そのために、

王禅寺四ツ田緑地を自然体験学習の拠点・象徴として、
中心に置き、市域に広がり・定着する持続的な仕組みをつくる。

12 想定する事業手法

民間ノウハウやアイデアの発揮による自然体験プログラムの充実や、利用調整と使用承認の一体的な対応、契約期間を活かした植生管理の実施、新たな団体との連携などが期待できることから、指定管理者制度を導入する。

| 項目 | | 指定管理者制度 |
|----|--------|-------------------------------------|
| 条件 | 期間 | 5年を想定 |
| | 施設使用料 | 無料 |
| | サービス対価 | 市が負担（自主事業を除く） ※ 現体制の委託料 約2,000万円 |
| | 業務範囲 | 施設管理、樹林地管理 自然体験プログラムの実施 |

13 他の施設との連携や 横断的管理の可能性

王禅寺四ツ田緑地単独での公募のほかに、他の施設と連携や、一体で指定管理者を公募し、同一管理者による横断的な管理をすることにより、お互いの施設を補完しあい、知識や人脈を共有することによる、事業の拡充や、サービスの質の向上が期待できる。

(他の指定管理施設の抜粋)

パークボール場、バーベキュー広場、緑化センター、生田緑地
市民プラザ、国際交流センター
日本民家園、青少年科学館
こども文化センター、青少年の家、青少年野外活動センター、
子ども夢パーク

14 四ツ田緑地に取り組が近い施設

特に、子どもたちに自由な遊びや、自然体験を提供しているという点において、取組が近い青少年教育施設

川崎市黒川青少年
野外活動センター

川崎市子ども
夢パーク

王禅寺
四ツ田緑地

川崎市
青少年の家



15 四ツ田緑地に取り組が近い施設① 川崎市黒川青少年野外活動センター

野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与するための施設

管理運営手法：指定管理（指定管理料 約3,000万円）

指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

業務の範囲：

- ・施設設備の管理運営及び維持保全に関すること
- ・施設設備の利用許可及び提供に関すること
- ・主催事業の企画実施に関すること
- ・青少年教育行政、市政及び地域行政への協力に関すること
- ・施設の設置目的に沿った施設の有効活用と利用促進に関すること

15 四ツ田緑地に取り組が近い施設② 川崎市青少年の家

団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るための施設

管理運営手法：指定管理（指定管理料 約8,000万円）

指定管理期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

業務の範囲：

- ・施設設備の管理運営及び維持保全に関すること
- ・施設設備の利用許可及び提供に関すること
- ・主催事業の企画実施に関すること
- ・青少年教育行政、市政及び地域行政への協力に関すること
- ・施設の設置目的に沿った施設の有効活用と利用促進に関すること

15 四ツ田緑地に取り組が近い施設③ 川崎市子ども夢パーク

子どもが遊び、及び夢を育はぐくむ場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するための施設

管理運営手法：指定管理（指定管理料 約8,000万円）

指定管理期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

業務の範囲：

- ・施設設備の管理運営及び維持保全に関すること
- ・施設設備の利用許可及び提供に関すること
- ・主催事業の企画実施に関すること
- ・青少年教育行政、市政及び地域行政への協力に関すること
- ・施設の設置目的に沿った施設の有効活用と利用促進に関すること

16 スケジュール

事業者公募に向けた公募条件の整理や、事業者選定の基準、モニタリング体制・評価項目の検討などを進め、令和6年4月から指定管理者による管理運営に向けた取組を進める。

令和5年8月 事業者の公募予定

令和6年1月 引継ぎ開始

令和6年4月 新たな事業者による持続的な管理運営を開始

17 ご意見・ご提案をお聴きしたい事項

指定管理者の公募における取組の推進に寄与する公募条件等

- 参画の可能性と参画の障壁になりうる条件
- ノウハウを活かせる公募手法、公募条件
- 自然体験メニュー等のアイデア
- 効果的な自主事業等のアイデア
- 管理運営における民と官の責任分担のあり方
- 指定管理料の妥当性
- 青少年教育施設等との連携の可能性とメリット・デメリット（費用面、サービス面など）